

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
八百津町	久田見地区(久田見集落・上吉田集落)	令和3年3月29日	令和元年8月27日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	118.2 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	74.8 ha
③アンケート回答者の内、地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	38.1 ha
うち後継者について未定の農業者の耕作面積の合計	14.8 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.7 ha
(備考)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

・山間地のため、鳥獣被害による耕作意欲の低下が農業離れの大きな要因となっている。鳥獣害対策をどのように進めていくかが大きな課題である。
・農業従事者の高齢化や担い手不足のため、外部からの従事者を受け入れたい。その受け皿づくりとして、例えば知識の教授や入り作への理解など、地域全体で新人を支えられるようにしなければならないという声も上がった。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

久田見集落の水田利用は、中心経営体である法人1経営体および個人3経営体が担っていき、うち法人1経営体については農地利用も担う。
農地利用は上記の他、中心経営体である認定農業法人1経営体が担う。
茶畑として、組織1経営体が畑利用を担う見込み。
このほか、認定新規就農者の受け入れを促進することで対応していく。

上吉田集落については、小規模な農地が点在しており集積化は困難である。また、中心となる経営体も無い。
この集落では農地の現状維持を目標としていき、認定新規就農者の受け入れを促進することで対応していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
	有限会社 アグリアシストみのか も	水稲、黒大豆	3.9 ha	水稲、黒大豆	6.5 ha	久田見集落
	(個人名のため非公開)	水稲	2.1 ha	水稲	3.0 ha	久田見集落
	(個人名のため非公開)	水稲	1.9 ha	水稲	1.9 ha	久田見集落
	八百津町茶部会	茶	3.8 ha	茶	4.0 ha	久田見集落
認農法	株式会社 岐阜農業センター	野菜	2.0 ha	野菜	2.0 ha	久田見集落
	(個人名のため非公開)	水稲	1.2 ha	水稲	1.2 ha	久田見集落
計	6人		14.9 ha		18.6 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

【農地の貸付け等の意向】

貸付け等の意向が確認された農地は、426筆、21.8haとなっている。

【農地中間管理機構の活用方針】

入り作を希望する農業法人などがある場合に、農地中間管理機構を活用する。

【基盤整備への取組方針】

大区画化等の再ほ場整備は、地区からの要望を受け農地所有者と検討していく。

【新規・特産化作物の導入方針】

農地の一角という小さな面積でも高い収益を得られる作物と、現状の水稻を組み合わせるのも一つの手である。風土にあった高収益作物を研究していく。

【鳥獣被害防止対策の取組方針】

町としては引き続き、鳥獣被害防止柵設置への補助金を支給していく見込み。
また、猟友会と連携し捕獲を推進していく。

【災害対策への取組方針】

今回の話し合いでは方針が決まらなかったため、今後更新していく予定。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。